

保護者の皆様へ

蟹江町教育委員会
蟹江町校長会

新型コロナウイルス感染症による出席停止、臨時休業等について

日頃は、蟹江町の教育にご理解、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、終息の見通しが立っておりません。お子様、ご家族が新型コロナウイルス感染症に感染された場合等において、感染拡大防止のため、現時点では次の通り対応をさせていただきます。

	児童・生徒の状況		出席の扱い	学校の休業
1	本人もしくは同居の家族が感染した疑い（風邪症状、発熱、倦怠感等の症状がみられる）がある場合		登校を慎重に検討する※ ¹ （出席停止の扱い） （家庭内感染の疑いなくなるまで）	休業なし
2	同居の家族が濃厚接触者と特定された		登校を控える（出席停止の扱い） （該当家族の検査で陰性の結果が出るまで）	休業なし
3	同居の家族の検査結果が陽性		出席停止 （保健所が指示する期間）	休業なし
4	保健所以外（病院等）の勧めにより検査を受けた	陰性	出席停止 （医療機関が指示する期間）	休業なし
5		陽性	検査結果が陽性となった段階で、下記8に同じ	
6	保健所から濃厚接触者と特定された	陰性	出席停止 （保健所が指示する期間）	休業なし
7		陽性	検査結果が陽性となった段階で、下記8に同じ	
8	検査※ ² 結果が陽性		出席停止 （保健所が許可するまで）	臨時休業※ ³ （原則3日間） <土日祝を含む>

※¹ 医療機関・学校にご相談ください。（地域の感染レベルによって対応が変わります）

※² 検査は、新型コロナウイルスの感染を判断するすべての検査を指します。PCR検査、抗原検査がこれにあたります。

※³ インフルエンザ等の感染症の場合には、感染した児童生徒だけが、出席停止となり、学級内で感染者が一定数を越えた場合に学級閉鎖等の措置をとります。しかし、新型コロナウイルス感染症については、**一人の児童生徒の感染が確認された時点で、原則3日間の臨時休業の措置をとります。**臨時休業期間や対象範囲（学校、学年、学級）は、保健所と相談の上決定します。その場合、臨時休業中に予定されている**行事が中止・延期**となることがあります。

<その他>

- お子様や同居のご家族が新型コロナウイルスに感染しているおそれがある場合等には、保健所と平日は学校へ、土日夜間については蟹江町役場・教育課へご連絡ください。

津島保健所（帰国者・接触者相談センター） Tel.0567-24-6999

〇〇〇学校 Tel.0567-〇〇-〇〇〇〇（土、日、夜間は蟹江町役場 95-1111 におかけください）

- 教職員もしくはその家族が、1～8に該当する場合もこれに準じた対応をします。
- 保護者の皆様におかれましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の予防、および、感染拡大防止に努めていただきますよう、お願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止解除届の提出は必要ありません。
- ※ 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないことをご家庭でも話題にしてください。